

上野事務所ニュース

令和3年6月号

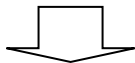
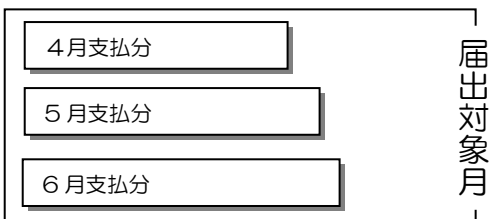
千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

算定基礎届準備のお願い

算定基礎届は、実際の報酬と標準報酬との間に大きな差が生じないように、毎年1回標準報酬を現在の賃金に見合うものにするための届出です。

具体的には、被保険者の4、5、6月に支払われた3か月間の賃金を保険者に届出で、9月からの1年間の保険料を決定します。



4月・5月・6月の平均月額

9月 新しい標準報酬月額

届出の対象となるのは、7月1日現在の全被保険者ですが、6月1日以降に被保険者となった人は、対象外です。

支払基礎日数が17日以上（パートタイマーの場合は15日以上）の月を計算に含めますので、この日数に満たない月は、金額にかかわらず計算から除外します。

以下の例1～3に該当する場合はご注意ください。

【例1】従前の保険料から変更なし

日給、時間給の方で賃金が少なかったため1年間の保険料が低くなると思っていたのに、4、5、6月の出勤日数が

いずれも16日以下（パートタイマーの場合は14日以下）であったため標準報酬月額の変更がされずに保険料が高いままになってしまった。

【例2】3か月の内高い給与1か月のみで決定

3か月の内、4月のみ17日以上（パートタイマーの場合は15日以上）で5月と6月は16日以下（パートタイマーの場合は14日以下）であった場合、4月の賃金だけで標準報酬月額が決定されます（5月、6月は金額にかかわらず計算から除外されます）。4月はたまたま残業が多く金額が高かったため、従前の標準報酬月額より高くなってしまった。

【例3】年間の賃金を平均することによって算定基礎届を計算する方法

①「通常の方法による算定」と②「前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額による算定」を比べて2等級以上の差が生じた場合であって、“この差が業務の性質上例年発生することが見込まれる”場合（単年度のみなど、業務の一時的な繁忙期による報酬の増加等は対象外です。）、被保険者の同意があれば②により算定することができます。

*今年度の算定基礎届より「算定基礎届総括表」が廃止されています。

職場における熱中症にご注意ください

昨年の職場における熱中症による死亡者及び4日以上仕事を休んだ人は919人、その

うち 19 人が亡くなっています。業種別でみると建設業が最も多く、次いで製造業、運送業、警備業で多く発生しています。昨年の発生状況をみると、職場における熱中症のうち、約 20%は屋内での作業に従事していた際に発生しており、屋外での作業以外でも注意が必要です。

熱中症を予防するには、暑さを避けることが大切です。室温を確認し、エアコン等で温度の管理を行いましょう。室外での作業では、通気性の良い衣服の着用や、保冷剤や冷たいタオルで体を冷やし、体の蓄熱を避けるようにしまししょう。また、マスクを着用しているとのどの渇きを感じにくいいため、水分補給の時間を設定するなど、意識的に水分補給をするように心掛けましよう。

もし、めまいや立ちくらみ、頭痛、吐き気といった熱中症の症状がみられる場合には、涼しい場所へ避難させます。その後、保冷材などでからだを冷やし、水分と塩分の補給を行います。熱中症の自覚症状が出てからすぐに病院へ行っている事例では、休業見込期間が比較的短い傾向が見られるようです。熱中症と思われる症状が出た場合には、すぐに病院を受診するようにしまししょう。

雇用状況報告の提出について

毎年6月1日現在の高年齢者の雇用に関する状況（高年齢者雇用状況報告）、障害者の雇用に関する状況（障害者雇用状況報告）について、ハローワークへ報告する必要があります。今年度から報告の義務が生じる事業所の規模が変更となり、

- 高年齢者雇用状況報告の場合
従業員 21 人以上（従前 31 人以上）
- 障害者雇用状況報告の場合
従業員 43.5 人以上（従前 45.5 人以上）

の事業所が対象となっています。

対象となる事業所には、ハローワーク

から報告用紙が送付されていますので、7月15日までに返送してください。

Q&A なぜなにどうして？



Q: 先月号で「Aさん（勤務時間：16時～翌朝9時）とBさん（勤務時間：朝7時～夜中12時）は同じ16時間勤務であっても、その1勤務が2暦日にまたがるか否かによって、労働日の考え方が異なる」とありましたが、算定基礎届の支払基礎日数についても、年次有給休暇の考え方と同じで良いのでしょうか？

A: Aさんの勤務時間（16時から翌朝9時まで）は、1勤務が暦日にわたっているため、ある1勤務について年次有給休暇を取得する際には2日（2労働日）取得することになります。Bさんの勤務時間（朝7時から夜中12時まで）は、1勤務が1暦日のなかにあるため、1勤務について年次有給休暇を取得する際には、1日（1労働日）の取得となります。

算定基礎届における支払基礎日数とは、その報酬の支払い対象となった日数のことをいいます。原則として、月給制の場合は出勤日数に関係なく歴日数となり、時給制・日給制の場合は、実際の出勤日数が支払基礎日数となります。

Aさんのような日をまたぐ勤務を行っている場合では、支払基礎日数は次のように数えます。

- ①月給者の場合
各月の歴日数を支払基礎日数とする。
- ②日給者の場合
給与支払の基礎となる出勤日数を支払基礎日数とする。（変形労働時間制を導入している場合には、③に準ずる。）
- ③時給者の場合
各月の総労働時間を事業所の所定労働時間で割って得た日数を支払基礎日数とする。

Bさんは、日をまたぐ勤務を行っていないので、原則通りの支払基礎日数となります。